

日本の展望—学術からの提言 2010

提言

人を育む、知の連山としての大学へ向けて



平成22年（2010年）4月5日

日本学術会議

日本の展望委員会

大学と人材分科会



この提言は、日本学術会議 日本の展望委員会 大学と人材分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 日本の展望委員会 大学と人材分科会

委員長	笠木 伸英	(第三部会員)	東京大学大学院工学系研究科教授
副委員長	郷 通子	(連携会員)	情報・システム研究機構理事
幹事	佐藤 学	(第一部会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
幹事	永原 裕子	(第三部会員)	東京大学大学院理学系研究科教授
	青柳 正規	(第一部会員)	国立西洋美術館館長
	平松 一夫	(第一部会員)	関西学院大学商学部教授
	馬越 佑吉	(第三部会員)	独立行政法人物質・材料研究機構理事
	大垣眞一郎	(第三部会員)	独立行政法人国立環境研究所理事長
	三田 一郎	(第三部会員)	神奈川大学工学部教授
	金子 元久	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	北原 和夫	(連携会員)	国際基督教大学教養学部教授
	高橋 和久	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	中西 友子	(連携会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	益田 隆司	(連携会員)	船井情報科学振興財団常任理事
	森田 康夫	(連携会員)	東北大学教養教育院総長特命教授

報告書及び参考資料の作成にあたり、以下の方に御協力いただきました。

天野 郁夫 (連携会員) 東京大学名誉教授

※ 名簿の役職等は平成 22 年 3 月現在

# 要 旨

## 1 背景と問題点

第 21 期日本学術会議は、国の内外に対し、広く日本の学術研究の方向・展望を呈示することを目的として、「日本の展望—学術からの提言 2010」をとりまとめることとしたが、我が国の学術が取り組むべき重要な課題のひとつとして、人材の育成、特に高等教育における人材の育成について長期的な視点から提言をまとめるため、大学と人材分科会を設置した。

近年、科学・技術研究開発の推進やイノベーション創出と同時に、国際的な視野を持って活躍できる多彩な人材を育成することが重要視されている。後者においては、初等中等教育から高等教育、そして社会における継続教育が、時代に相応しい質と量を提供できるかどうか議論の俎上に上がっており、なかでも高等教育の機会を国民に与える大学制度について様々な指摘がなされてきた。大学は今、新たな課題に直面している。第一に、知識基盤社会構築のための知の継承と創造が強く期待される中、大学の大量化という量的課題と卓越性という質的課題をいかにして両立できるのか、第二に、日本の大学が国内のみにとどまらず国際社会の中での役割と機能をどのように設計し整備していくのか、第三に、少子高齢化とともに増加する様々な社会負担の中で高等教育を支える公財政投資への国民の合意形成をいかに達成していくのか、などの課題がある。

本分科会では、その審議を通じて、我が国の人材育成、国民の生涯学習の面から、中長期的視点で日本の大学のあるべき姿を描き、そのような大学を実現するための課題を抽出し、さらに課題を達成するための提言をまとめた。

## 2 審議の内容

本分科会では、環境やエネルギー・資源の制約下にある 21 世紀の地球社会の中で、我が国に相応しい大学像を人材育成の観点から浮き彫りにし、描かれた大学像を実現するための諸施策について幅広く検討した。すなわち、国と社会が支える高等教育、大学群の特色と機能を活かす施策、高等教育の目標確認と質の担保、大学の国際化と人材の流動化、大学制度、特に国立大学法人化後の問題などについて検討した。その結果、大学の大量化と卓越性を両立し、国際社会での十分な役割を果たすために、大学自身の一層の自己努力とともに、国民の理解の下に高等教育を支える公財政投資の拡充が必要であることを明らかにし、後述の提言を示すに至った。

## 3 提言

知を駆動力とし、人類社会へ貢献する豊かな知識基盤社会を構築するためには、**大学の門戸を拡げ、人材育成の質を一層向上させることが不可欠**であり、それは日本の国家的な命題と位置づけられる。この重要な課題を達成するために我が国が目指すべき大学像は以下のようにまとめられる。

- 1) 様々な能力に秀でた多様な人材を生み出す、輝く個性と優れた機能を有する、知の連山としての国公立の大学。
- 2) 国際レベルの質の高い高等教育の機会を提供し、高度の専門的知識と市民的教養の教育の達成を保証する大学。
- 3) 国民のひとりひとりが、より成熟した世界観、価値観を獲得できるよう、人生を主体的に設計する過程で、求める高等教育を求める時期に享受する機会が得られるような、柔軟な制度を有する開かれた大学。
- 4) 性別、年齢、社会経験などに関わりなく、内外から多様で多彩な人材を受け入れるとともに、我が国の人材を世界に送り出し、国境を越えて優れた人材の交流の架け橋となる大学。
- 5) きめ細かい公的支援に支えられて、多様な教育研究理念を持ちながら切磋琢磨し、継続的な改革を自律的に進める大学。

このような大学群の形成によって、国民の知的レベルの格段の向上を図り、活力ある社会を築くことが可能となる。それは、我が国が人材立国を果たし、21世紀の知識基盤社会、多文化社会、生涯学習社会へ向かう道程でもある。

上記の大学群を我が国に構築するために、以下を提言し、政府、大学、関係各方面の理解と積極的な施策を要請する。

- 1) 知の創出を担う人材は決定的な意味を持ち、なかでも高等教育は枢要の位置を占めていることを、国民の共通認識とする必要がある。国民の高等教育の修学奨励、大学の教育研究基盤整備と経営基盤の強化によって、豊かな生涯学習社会、揺るぎない人材立国を実現すべきである。その際、国立大学のみならず、公立・私立大学に対する十分な施策も視野に入れなければならない。この目標の達成には、公財政投資の増額が必要で、政府は、教育費全体で対GDP比3.4%から約5%へ、高等教育費で対GDP費0.5%から約1%への増額を当面の目標とすべきである。こうした教育投資に国民的合意が得られるよう、政府をはじめ、関係機関のあらゆる努力が今こそ必要である。
- 2) 大学は、特色と強みを生かし、教育の質を保証する、個性輝く、連山のような大学群を形成すべく、それぞれ主体的に取り組むべきであり、政府は総合的な支援をすべきである。国民の多様な複線的キャリアパスの設計を可能とするために、入学年齢、入学時期、就学年数などにおいて飛躍的に柔軟な大学制度を設計、導入する。現状で約5割の大学進学率を増加させ、より多くの女性や社会人を受け入れることによって、高等教育修了者が国民の大半、例えば40歳において同世代の8割以上に達するような社会を実現する。
- 3) 大学は、学部・大学院の教育プログラムを、学生本位の、学習成果を重視するものに改革していく必要がある。また、学科・専攻などの学内組織を越えた幅広い学びを提供し、多くの教職員や学生、留学生と接して幅広いものの考え方や国際的な感覚を育むべきで

- ある。各教育プログラムにおいては、育成すべき人材像を描き（ビジョン）、学生が獲得すべき能力を明示し（目標）、目標を達成する具体的な教育の手段と方法を構築し（カリキュラム）、そして学習目標の達成の十分なチェックを繰り返す（質の確保）ことによって、教育目標の達成を保証する必要がある。
- 4) 大学は、学士課程教育では幅広い教養教育と専門学術分野の基礎教育の達成を通じて、知識基盤社会で自立した社会人として社会に貢献するための基本的な力や職業意識を、大学院修士課程では多様な領域の専門教育を完成させて、産業や社会サービスにおいて指導的役割を果たす職業的実践力を、大学院博士課程では研究活動を通じて、社会の様々なフロンティア分野で指導的役割を果たすための専門職としての高度な知識とスキル、俯瞰的な視野を涵養することを目標とすべきである。
  - 5) 各大学においては、大学院修士課程、博士課程の位置づけと目的をより明確にすべく、さらに検討を急ぐ必要がある。大学院への進学者の多くが修士課程修了後に社会に出る中、修士課程を博士前期課程と位置づけて研究主体の教育に傾いていることが、社会の期待との溝を生んでいる。修士課程を職業分野を意識した、独立した専門教育プログラムに組み直す一方、博士課程は現状の前後期を一貫した研究大学院と位置づけ、幅広い教養とともに深い専門性を有する人材の育成を目指し、指導者・教育者として必要な力も涵養すべきである。
  - 6) 近年の博士課程進学者の減少には重大な危惧がある。社会全体の合意として、大学院博士課程で学ぶ者を高度な研究職業人と位置づけ、政府は、彼らの経済的な自立を可能とする財政支援の強化や制度の整備を行う必要がある。大学などにおける若手教員採用の促進、博士号取得者の社会での処遇改善、さらに研究教育支援人材の処遇改善を図る必要がある。なお、博士課程定員については、博士・修士課程の定員移動も含めて、制度の柔軟な運用が必要である。
  - 7) 高度な専門知を有する厚い人材層を形成し、我が国を発展させるために、各国に比べて少ない大学院修了者を増加させ、国内外の多様な分野で活躍できるよう環境を整え、彼らを積極的に登用する必要がある。例えば、国家公務員採用において、文理などの学術分野の偏りを解消しつつ、大学院修了者を増加させる。初等中等教育教員採用では、新規採用で修士号取得者を増員するとともに、現職教員に大学院再教育の機会を提供する。専門職大学院の拡充、職位・処遇との連続性を確立する。
  - 8) 政府は、国民の誰もが高等教育の機会を享受できるように、就業経験者も対象に含めた給付型奨学金、修学ローン制度、修学を可能とする就業制度などを拡充すべきである。
  - 9) 国立大学法人制度については、大学の自立と自律を達成し、個性と機能を伸ばし、生き活きとした大学群を形成するために慎重な評価が必要であり、適切な制度変更を躊躇してはならない。法人化に伴う運営費交付金の一律削減、競争的資金重視は、大学間格差を増長し、あるいは過度の事務負担と評価で教員を疲弊させており、競争的資金と運営費交付金を見直す必要がある。特に、教員数減少に直結し、研究、教育の質の低下をもたらす運営費交付金における人件費年率1%削減条項は撤廃すべきである。

- 10) 大学の健全な発展には、多角的な大学評価指標の導入や、簡素でも核心を評価する制度の設計を進めるべきである。国立大学等の法人化後の評価と公的な資金配分が直結する制度は、様々な歪みを生んでおり、評価自体が大学人の教育研究時間を著しく減少させるなど、大学への過剰な負担となっている。国家の貴重な知的資源の浪費を避けるため、政府、大学評価機関、そして大学が、相応しい評価システムの開発に取り組む必要がある。
- 11) 各大学で取り組む特色ある研究にも、公的な資金援助を拡充すべきであり、特に基礎・基盤研究が息長く継続できる研究資金の確保が必要である。競争的資金や科学研究費の採択率を上げて、研究の活性化と研究者の育成を図るとともに、申請や審査に伴う時間と努力の浪費を避けるべきである。国の研究開発予算において、基礎基盤研究と応用開発研究の比率を継続的に見直していく必要もある。
- 12) 高等学校から大学への教育の接続性の観点から、高等学校教育の質の保障に対して、高等学校の自主的な取り組みが必要であり、大学側も支援していく必要がある。また、各大学は、求める学生像を含めアドミッションポリシーを明示し、その大学が授ける教育に最適な応募者を選抜すること、応募者の成績に加えて、クラブ活動、福祉・ボランティア活動、科学研究活動など、多様な活動を評価する選抜方法を検討する必要がある。
- 13) 様々な試験・選抜制度への対応を余儀なくされてきた結果、若者たちに、物事にじっくり取り組む態度が不足し、長い努力の継続により成果を生み出すことよりも、早く形のある結果を求める傾向も生じている。大学は、自主的な課題設定による勉学や研究、社会との連携による実習などを奨励し、こうした問題を打破すべきである。
- 14) 大学での専攻分野や学業成果を評価せず、学歴・学校歴を偏重しがちな思潮を、産官学は協力して是正の努力をすべきである。また、大学教育課程に弊害の多い就職活動や採用活動を招く制度の改善、人事制度の刷新、大学の入学選抜や卒業・修了要件の見直しなどが必要である。また、大学・大学院での専門教育の成果や研究経験を、単にその経過年数だけで評価する人事制度が社会に浸透しているが、諸外国と同様に、学位取得者に対する妥当な社会的認知と処遇が強く望まれる。
- 15) 各大学は、主体的に外国人の受入れ体制を整え、政府は長期的ビジョンを持って支援策を講ずるべきである。世界の学生や研究者が真に訪れたい大学としての基盤を整備することがあらゆる計画の前提条件であり、外国人人材の卒業後のキャリアについても十分な設計が必要である。一方、日本人海外留学者を、受入れ留学生と同等な数へ増加させる必要がある。日本人を対象とした海外フェローシップ制度、留学資金ローンの拡充や、帰国人材の積極的な受入れ制度の導入を検討する必要がある。
- 16) 様々な組織やシステムの硬直化を避け、社会の活力を保つためには、人材の流動性が重要であり、産官学は具体的な制度改革に取り組むべきである。大学や研究所の間での学生、研究者、教員の移動・交流は、特に科学・技術の発展にとって必須の要素である。雇用制度を含め、流動性を阻む諸制度の見直しを進めるべきである。
- 17) 人材育成の国家的な施策を練る際の共通基盤として、そして大学や大学院の教育効果

を長期的に追跡し改善に活かすために、人材動向統計データベースの整備を、行政と関係機関の連携によって進める必要がある。



## 目 次

1	はじめに.....	1
2	我が国の大学の未来像.....	2
3	描かれた大学像を実現するために.....	4
	(1) 国と社会が支えるべき高等教育.....	4
	(2) 個性輝く大学群：その特色と機能を活かして.....	6
	(3) 高等教育の目標.....	8
	(4) 高等教育の質の担保.....	10
	(5) 大学の国際化と人材の流動化.....	12
	(6) 大学制度、特に国立大学法人制度.....	15
4	人を育む、知の連山としての大学の実現に向けて.....	17
	<参考文献>.....	22
	<参考資料> 大学と人材分科会審議経過.....	23

## 1 はじめに

我が国では、近年、科学技術基本計画[1]や日本学術会議の報告[2, 3]などにおいて国づくりのビジョンが掲げられ、共通して、「日本が少子長寿社会に移行する中、知の創造と活用を通じて心豊かな国を築き、人類社会の平和と持続性に貢献する、国際的に信頼の得られる国」が描かれている。こうした 21 世紀の国造りのために、産官学や様々な市民活動において組織的な努力が続けられている。特に、地球環境時代に相応しい科学・技術研究開発の推進やイノベーション創出と同時に、国際的な視野を持って活躍できる多彩な人材を育成することが重要視されている。後者においては、初等中等教育から高等教育、そして社会における継続教育が、時代に相応しい質と量を提供できるかが度々議論の俎上に上がっており、とりわけ高等教育の機会を国民に与える大学制度について様々な指摘[4-8]がなされてきた。

戦後、我が国の高等教育は、欧米諸国と同様に、公的資金の投入を受けて拡大し続けてきた。実際、過去 20 年間に、我が国の大学数は約 500 校から 750 校へ増加し（ただし国立大学はピーク時より 13 校減少）、在籍学生数は約 200 万人から 280 万人に増加している[9]。明治以来、少数のエリート人材を育成するためにスタートした大学は、より広く社会に開かれ、そして高度成長を支える人材供給源として機能してきた[14, 15]。しかし、21 世紀に入り、大学は新たな課題に直面している[10, 13, 16]。第一に、知識基盤社会構築のための知の継承と創造が強く期待される中、大学の大衆化という量的課題と卓越性という質的課題をいかにして両立できるのか、第二に、日本の大学が国内のみにとどまらず国際社会の中での役割と機能をどのように設計し整備していくのか、第三に、少子高齢化やその他の変化とともに様々な社会負担が増加する中で、高等教育を支える公財政投資への国民の合意形成をいかに達成していくのか、などの課題がある。

本分科会では、その審議を通じて、我が国の人材育成と国民の生涯学習の充実を図る観点から、中長期的視点で日本の大学のあるべき姿（大学像）を描き、そのような大学を実現するための具体的な課題を抽出し、さらに課題を達成するための提言をまとめた。その際、現在の制度の枠組みにとらわれず、あるいは実現可能性から議論を縛ることは避け、理想的な到達目標を掲げることとした。したがって、基本的考え方、大局的制度改革の方向性を示し、大学制度などの詳細かつ具体的検討については、関係方面の長期的あるいは短期的な施策対応を要請したい。

## 2 我が国の大学の未来像

知的立国を推進する我が国にとって、また、人類社会への貢献を期待される国際社会において、知の創出を担う人材は決定的な意味を持ち、高等教育は枢要の位置を占めている。すなわち、これからの日本が世界の中でとるべき道は、教育による質の高い人材を輩出し、豊かな文化、優れた技術を通じて世界の信頼を得ることでしかあり得ない。持続性ある人類社会を築くため、我が国が、知を創出し、世界に貢献することが唯一の道であることを、国民が一致して強く自覚することが必要である。

国民の知的レベルの格段の向上により、来るべき知識基盤社会への準備を図る必要がある。そのために、様々な能力に秀でた多様な人材を生み出すとともに、広く国民の知的研鑽の機会を提供する、人材立国に相応しい教育制度を構築し、同時にきめ細かい公的支援を充実させることが求められる。高校卒業後の若者の約半数が大学に進学する時代を迎えたが、国民の知的レベルの向上のために、国民の大半が年齢を問わずに、高等教育を経験するような生涯学習社会を展望するべきである。それは、高等教育修了者が、例えば 40 歳において、同世代の 8 割以上に達するような社会である。

現代文明の進歩が著しく、より高度な専門知識を必要とする社会の中で、国民が生涯にわたり様々な教育サービスに浴することができる制度を構築することが、活力ある国づくりにおいて必要である。国民の誰もが、自らの学習と就業を随時選択し、よりよく生きることを希求できるような、モビリティの高い活力ある知識基盤社会、多文化社会が展望される。ひとりひとりが多様な生涯学習の機会を享受できるように、そして自らの人生設計の中に高等教育を組み入れることができるように、高等教育の機会の拡充と制度の柔軟化を図る必要がある。このために、国民の多様なニーズに応える、多様な個性や機能を備えた国公立大学への脱皮を図り、さらに入学年齢、入学時期、就学年数などにおいて飛躍的に柔軟な大学制度を設計すべきである。

このように、優れた人材の育成、豊かな文化の醸成、科学・技術の研究開発において、今後とも、高等教育研究機関が中心的な役割を果たすことが期待される。そして、それらの機関は、そこで展開される教育と研究の諸活動において、卓越性という質的課題とともに、機会均等の下、より開かれた大学という量的課題の相即的追求を念頭に、弛まない刷新を続ける組織と機能を設計する必要がある。

さらに、今後の大学には、社会経済的な価値の創出のみならず、国民のひとりひとりが、自らの内的価値観を見出し、希求することを支援することも一層求められる。人とはなにか、よりよく生きることとはなにか、人類の幸福とはなにかを探究する機会を提供し、成熟した世界観、価値観を有する個人の育成を通じて調和ある社会の実現に寄与する大学の役割は引き続き重要である。

次世代の若者にとっては、一連の教育課程の中で、様々な職業とそれらによって成立する社会の仕組みを学び、また職業選択を的確に行う自らの力を涵養することが重要である。大学においては、産官学等との協力と連携によって、卒業後の生き方や職業との関係の観点からの学習のインセンティブを醸成することが求められる。国際的に通用する、キャリ

ア教育プログラムの開発も望まれる。産業構造の変化の中、異業種への転職を可能とする職業経験者向けの高等教育の充実も必要である。世界水準の専門職業人（プロフェッショナル）の育成のため、社会に求められる資格取得を支援する、あるいは職業資格に結びつく大学院教育にも期待が寄せられる。

以上の観点から、知を駆動力とし、世界へ貢献する豊かな知識基盤社会の構築のためには、大学の門戸を拓げ、人材育成の質を一層向上させることが不可欠であり、それは日本の国家的な命題と位置づけられる。この世代を越える重要課題を達成するために我が国が目指すべき大学像は、以下のように描かれる。

- 1) 様々な能力に秀でた多様な人材を生み出す、輝く個性と優れた機能を有する、知の連山としての国公立の大学。
- 2) 国際レベルの質の高い高等教育の機会を提供し、高度の専門的知識と市民的教養の教育の達成を保証する大学。
- 3) 国民のひとりひとりが、より成熟した世界観、価値観を獲得できるよう、人生を主体的に設計する過程で、求める高等教育を求める時期に享受する機会が得られるような、柔軟な制度を有する開かれた大学。
- 4) 性別、年齢、社会経験などに関わりなく、内外から多様で多彩な人材を受け入れるとともに、我が国の人材を世界に送り出し、国境を越えて優れた人材の交流の架け橋となる大学。
- 5) きめ細かい公的支援に支えられて、多様な教育研究理念を持ちながら切磋琢磨し、継続的な改革を自律的に進める大学。

このような大学群の形成によって、国民の知的レベルの格段の向上を通じて、誰もがよりよく生きることを希求できるような、モビリティの高い活力ある社会を築くことが可能となる。そしてそれは、我が国が人材立国を果たし、21世紀の知識基盤社会、多文化社会、生涯学習社会へ向かう道程でもある。

### 3 描かれた大学像を実現するために

#### (1) 国と社会が支えるべき高等教育

高等教育は、国の未来に対する長期的な投資であり、その公共的性格を十分に認識する必要がある。短期的な視点から高等教育経費を受益者負担とすることは、国民の学ぶ機会における経済格差や地域格差を生み出し、将来に希望を持ってない若者を生み出し、多彩な人材の育成を困難にする。国政や経済の短期的動向に左右されることなく、長期的な展望の下、国民の知的研鑽に対する公的支援を堅持し、社会の要請に応える高等教育に継続的な投資を行う必要がある。国民の知的レベルの向上は、市民としての成熟度を高め、人びとの生きがいや社会の新しい活力を生み出す源泉であると同時に、様々な負の社会コストの低減にとっても効果的な施策でもある。

我が国の高等教育の中核を担う国公立の各大学は、教育の機会均等に資すべき役割

表1 国内総生産（GDP）に対する学校教育費の比率（2005年）[12]

対 GDP 比 (%)	全教育費			高等教育費		
	総額	公財政支出	私費負担	総額	公財政支出	私費負担
日本	4.8	3.4	1.4	1.4	0.5	0.9
OECD 各国平均	5.8	5.0	0.8	1.5	1.1	0.4

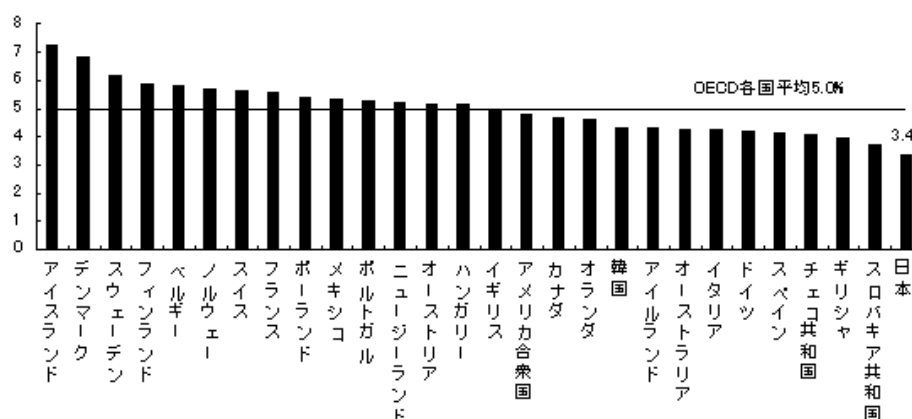


図1 教育機関への公財政支出の対 GDP 比 (%) (全教育) (2005年) [12]

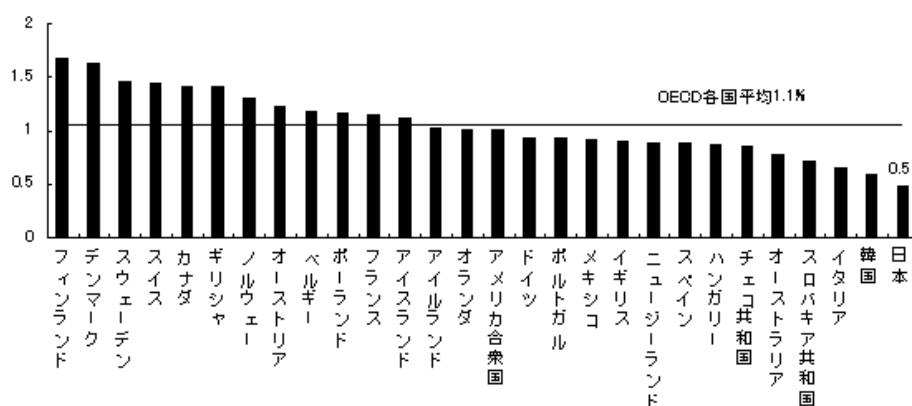


図2 教育機関への公財政支出の対 GDP 比 (%) (高等教育) (2005年) [12]

を担うと同時に、それぞれが、基礎・基盤科学および人類共通の課題解決に貢献する人材育成を目指す大学、地域に立脚した視点から上記課題に取り組むことのできる人材育成を目指す大学、個々の建学の精神に基づいて人材育成に取り組む大学などとして、幅広い分野で多様な専門家を輩出している。したがって、国家の基盤とも言うべき多くの人材を輩出する現状の国公立体制は今後とも堅持すべきで、最先端科学を担う大学院の充実とともに、広い基盤分野での教育を担う大学・大学院の拡充が必要であり、国は積極的な公財政投資を進めるべきである。

我が国の全教育費（2005年）[12]は、表1に示すように、GDPに対して4.8%であり、その内訳は、公的財政支出3.4%、私費負担1.5%となっている。日本の教育機関に対する公財政支出は2004年と比較して0.1%低下し、OECD加盟国の28か国中28位である。また、教育負担を私費に頼る割合が高い。高等教育費に限ってみれば、総額でのOECD平均との差は小さいが、やはり私費負担率が極めて高く、家庭収入額によって高等教育への進学率に差が顕れている。これらの公財政支出額を各国と比較したのが図1、2であるが、各国が高等教育を含む教育を、国が支援すべき公の事業と捉えていることに比べて、我が国の施策は乏しいと言わざるを得ない状況になっている。

国民の高等教育の修学奨励、国公立大学の教育研究基盤整備と経営基盤の強化によって、豊かな生涯学習社会、揺るぎない人材立国を実現するには、公財政投資の増額が必要で、当面、OECD諸国と同等の、教育費全体で対GDP比で約5%へ、高等教育費で約1%への増額を目標とすべきである。少子高齢化の中で社会負担が増える中、教育への投資を増やすことに国民的合意が得られるよう、政府をはじめ、産官学の関係機関のあらゆる努力が必要である。

我が国では、若者が高校卒業後、直ちに大学を受験し、大学教育を経て卒業後はほとんど大学へ戻ることがない、直線的な人生のキャリアパスが標準として社会に広く浸透している。修学期間中に比較的長期の社会活動や就業の経験を積むことや、就業経験を経てから大学へ進学し、勉学や研究に邁進することが希ではない欧米諸国では、こうした異なる経歴を有する人材が集まることによって、優れた教育・研究の成果を挙げている例が多々見られる。特に、社会経験を持つ人材がキャンパスに回帰することは、若者の学習動機や社会への関心を涵養する上で高い効果が認められ、社会人にとっては新たなキャリアに挑戦する夢と自信を育む機会ともなる。さらに、出産や育児を経験した女性が大学に回帰することも、女性の社会参加を助け、また、大学教育の厚さと質の向上にも寄与する。こうした多様な生涯学習を可能とする大学をつくり、国民の多くが高等教育を享受できるようにするためには、大学制度の改革、生涯学習を可能にする雇用制度の改革、そしてきめ細かい国の支援制度の整備が求められる。

## (2) 個性輝く大学群：その特色と機能を活かして

世界的研究拠点を目指す大学、高度の専門職業人養成を目指す大学、世界の各地域の文化と人々を理解する国際人養成を目指す大学など、我が国に設置されている大学は、理念、規模、専門分野、設置地域、入学修学基準などにおいて多様である。それぞれの大学が建学以来の歴史と伝統を継承しつつ、社会と時代の要請を勘案しながら、自らの個性と特色を活かし、ビジョンと目標を定めて社会に明示した上で、目標を達成していくことによって、初めて、個性輝く大学群が我が国に根付いていくことになる。大学の自律性を担保する環境の中で、各大学が社会との約束の履行結果を明らかにして説明責任を果たし、また学外の意見を取り入れながら改革を進めること、また、それを可能とする制度設計と財政基盤形成のための施策が必要である。

近年、行財政改革路線上での教育予算削減が続く中、大学を取り巻く競争的環境がより強まり、大学間格差の拡大、教育研究現場の疲弊が顕在化している。すなわち、大学の経営基盤を確保するがために、競争的資金の獲得を過度に重視する例や、入学者の数の確保を最優先する等の例も増加している。互いに切磋琢磨する環境の醸成は必要であるが、規模や獲得資金額に過度に傾く競争が進めば、大学や学術分野の多様性は失われ、我が国の将来を担う幅広い人材育成や文化の継承が困難になる。個性輝く大学の質の向上を促し、堅実に大学経営を継続するための諸条件の改善整備が強く望まれる。また、産業構造や経済情勢の変化が激しい時代を迎え、大学・大学院の学生定員制度はより柔軟に運用されるべきである。学生定員充足度に直接連動した教育予算配分、教員数配分、施設規模配分については、教育、研究の質の確保の観点から再検討が必要である。

大学卒業者が、高度の専門知識とともに、幅広い教養と俯瞰的な視野を習得することは、成熟した市民としての社会観、世界観を獲得するための必要条件である。したがって、教養教育とそれに裏づけられた専門教育との適切なバランスを担保するために、近年著しく後退した教養教育のための教員や設備の予算確保が必要である。専門教育においても、複数コースの履修など、学生の視野の拡大のための仕組みを作る必要がある。海外留学、ボランティア活動、短期就業などを可能とする、多様な学習が可能となる大学の在り方についても、その実現に向けて積極的な検討を進めるべきである。

国民の生きる力、生き甲斐を得る力の獲得のために、大学において多様な職業への連続性を有する人材育成プログラムを開発する要請が高まっている。高度な専門知識を有する職業人の育成には、各大学での大学院教育プログラムの開発が必要である。また、既設置の専門職大学院の専門職域と資格制度の関係の明確化などを進める必要がある。例えば、司法試験や公認会計士試験の受験資格と教育内容を、国際的な等価性のあるものにすることが課題となる。

各大学が、自主的にビジョンと目標を設定し、社会に、あるいは学生に示すことは、大学が対価をとって教育サービスを提供していることから、また公共的役割を果たしていることから当然といえる。その上で、各大学が教育研究活動の質を担保すること、その目標と達成方法を社会に示すことが求められる。高等教育の質の担保は、大学施設、教職員、教育プログラム、研究活動、社会貢献活動など多岐に渡る評価によって明らか

になるが、その評価軸の設定は各大学の示すビジョンと目標に依る。評価は、自己評価、外部評価などによって示されるが、いずれにせよ論文数や獲得研究費などの数量データに過度に依存した評価制度には弊害が大きい。また、画一的に、かつ詳細なデータを頻繁に求めることは、評価によって教育研究現場の教職員を疲弊させる要因となっている。個性輝く大学を伸び伸びと育成するための評価制度を導入し、その改善を継続的に図らねばならない。



### (3) 高等教育の目標

大学学部が担う学士課程教育では、知識基盤社会に自立した社会人として生きるための、そして自らの知識を活かして社会に貢献するための基本的な力や態度を養うことが重要である。すなわち、その目的は、幅広い教養教育と専門学分野の基礎教育の達成を通じて、知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、総合的な学習経験と創造的思考力などの能力を育成することである[10]。各大学には、学士課程教育として明確な到達目標を設定し、その達成を保証することが求められるが、政府には学士課程教育への投資と、志望する人材への経済的支援制度をさらに拡充することが求められる。

大学院修士課程（博士前期課程）では、多様な領域の専門教育の完成を目的として、教育プログラムを充実させて修了者の獲得知識と実践力の向上を図るとともに、社会人などへの学習機会の拡大を進める必要がある。修了者は、多くの産業分野や社会サービスにおいて指導的な役割を果たすことが期待される。なお、国家・地方公務員、教員などの公共サービス従事者の知識の高度化と専門職化は未だ国際レベルに至っておらず、政府や地方自治体は公務員、教員の任用において修士号取得者の比率を高め、大学はその要請に応える修士課程教育の改革を推進すべきである。また、各分野の実務家養成の専門職大学院が増加し、修士の種類が細分化される傾向にあるが、大学に設置すべき専門職教育の修士課程と専門学校に設置すべき教育課程の目的の違いを踏まえて、専門職大学院の教育水準と学位を相応しいものに再構成すべきである。

大学院博士課程（博士後期課程）では、主として先端的な研究活動や長期的視点に立つ基礎的研究活動を通じて、高度な専門知識を有し、社会の様々な分野でフロンティア的役割や、あるいは指導的役割を果たす人材を育成することが求められる。我が国の博士人材に関しては、近年、ポストク問題や博士課程進学者の減少など、懸念される事態が生じている[6]。海外と比較して乏しい博士人材の育成を促進する施策の拡充が必要である。また、博士課程の大学院生を、自立した社会人として認め、彼らが自信を持って伸び伸びと研究活動に専念できるように、環境整備を進めなければならない。特に、生活基盤を保証する財政支援、研究費の確保などを一層充実する必要がある。博士課程教育の改善とともに、博士号取得者が、職場および一般社会において各人の力を十分発揮して社会に貢献できるよう、その専門的知識と見識に見合う処遇を受けられる環境を形成すべく諸施策を検討し実施していくべきである。

大学院制度には、重要かつ基本的な問題点が残されていることも指摘しておかねばならない。戦後、我が国の大学院は、4年制学部教育の上に2年制の博士前期（修士）課程、さらに3年制の博士後期課程として設置され、フンボルトの理念と言われる教育と研究を指向し、研究相即的な（指導教授や所属研究室での徒弟制的な）教育を行ってきた。この結果、研究大学院（Graduate School）と職業大学院（Professional School）の相異が意識されず、特に修士課程の位置づけが曖昧になっている。すなわち、職業大学院としての修士課程はそれ自身完結したプログラムとして構成されねばならず、博士前期課程と位置づけることは適切とは言えない。一方、研究者・教育者などを高度な研究活動の中で育成する研究大学院としての博士課程は、修士課程とは独立の目的をもつ

て完結したプログラムとして構築されねばならない。このような修士課程の位置づけや目的に関して、抜本的な検討を急ぐ必要がある。

以上の大学・大学院の課題を達成した上で、さらに我が国の大学院修了者の数を総じて増加させ、国内外の場で活躍できるよう、奨励する努力をすべきである。大学院学生の在籍数は、修士課程 16.6 万人、博士課程 7.5 万人（2006 年）で、総数は 1990 年に対して約 2.7 倍（この間学部は 1.2 倍）に増加している。しかし、各国の人口千人あたりの大学院在学者数は、日本 2.06 人、アメリカ 4.56 人（フルタイム）、8.53 人（パートタイム含む）、イギリス 4.03（フルタイム）、9.36 人（パートタイム含む）、フランス 8.40 人、韓国 6.12 人などで [12]、各国に比べて明らかに少なく、国づくりとしても、人材育成の高度化としても不十分である。結果として、学部学生数に対する大学院生数の比率は、日本 10.4%、アメリカ 14.3%（フルタイム）、16.9%（パートタイム含む）、イギリス 22.3%（フルタイム）、43.5 %（パートタイム含む）、フランス 69.2%、韓国 14.0%となっており、大学院教育を充実させてその効果を個々人へ、そして社会へ還元する面で遅れを取っていることは否めない。大学院修了者を増やして知識基盤社会へ備えるとともに、産業や社会サービスにおいて彼らが専門知を活かして活躍するように、社会制度や人事制度の改革が必要である。特に、公務員や教員などの公的な職位における採用において、先導的な施策を進めるべきである。

#### (4) 高等教育の質の担保

教育の質と量は、施設、教職員、学生、大学の教学と経営に依存している。この内、大学の基礎体力とも言える施設や教職員に関しては、言うまでもなく、それらを十分に確保する財源が前提になる。したがって、大学に対して、社会の、あるいは国の基盤的支援が必要となる。一方、大学入学が容易になり進学率が高まっている事実は望ましいことではあるが、学生の大学における勉学に必要な学力や動機が不足する事態や、大学卒業者が学ぶべきことを十分身につけていない状況が顕在化している。高等学校教育までの学習内容の明確化、現行の大学入学選抜制度の改善、各大学の教育目標達成のためのカリキュラム拡充、学位認定要件の明確化などを進め、高等教育の量的拡大に則して質の保証を達成する制度設計が必要である。

第一に、学部、大学院教育の教育プログラムの内容を、教員が教えたい事柄ではなく、学生が習得すべき事柄を盛り込む、すなわち学生本位の、学習成果を重視するものに改革していくべきである。また、学科・専攻・学部などの組織を越えて、幅広い学びを提供することも積極的に進めるべきである。特に大学院においては、大学院生を単独教員の下での指導に任せることは避け、多くの教職員や学生、留学生と接する機会を設けて、幅広いものの考え方や国際的な感覚を育むべきである。具体的には、各教育プログラムにおいて、育成すべき人材像を描き(ビジョン)、学生が獲得すべき能力を明示し(目標)、目標を達成する具体的な教育の手段と方法を構築し(教育プログラム)、そして教育目標の達成の十分なチェックを繰り返す(質の確保)、といったアクションを自主的に繰り返す必要がある。

各大学の教育プログラム毎に、学習達成の確認や、学士、修士、博士の学位の認定を、より明確化、実質化するために、認定条件や卒業・修了要件の明文化、公表が必要である。学位認定については国際的な等価性の確保も重要である。研究活動においては、単に研究成果だけを要求するのではなく、そのプロセスで獲得すべき創造力、遂行力、チームワーキング力、リーダーシップなど多様な力を評価する認定条件を設定して、学生にも前もって周知すべきである。これによって、学生、教員が同じ教育目標を共有して協働する意識が生まれ、また、卒業者や修了者を受け入れる社会や産業からも、大学・大学院でどのような知識や力を獲得してきたのかについて、理解を助けることとなる。

大学教育の質は、教員と教育活動を支える事務・技術職員の個々人の力量、働き方、そして、層の厚さ、組織力にも大きく依存している。ファカルティ・デベロップメント(FD)やスタッフ・デベロップメント(SD)の実質化のために、FD、SDの機会を拡充し、その効果の評価と改善を継続すべきである。また、個々人が優れていても、層の厚さを欠く組織では本来の機能は発揮できないことは明らかであり、大学経営や国の支援施策が極めて重要である。

大学における優れた研究や教育は、それらを支えている人々の支援なしで進めることは不可能に近い。社会は素晴らしい研究成果を出した研究者のみを評価しがちであるが、大学は、その研究を生み出した土壌や支えてきた人たちも合わせて評価し、またそうした人材の育成も心懸けていくべきである。これら、研究者以外の人材育成の課題を、科

学者コミュニティだけでなく、広く社会にも発信していく必要がある。

中学・高校、あるいは高等専門学校と大学のそれぞれの教育プログラム開発において、相互の理解と連携を促進することが必要である。特に、大学教員と中高等学校教員が、互の教育現場の実態を知り、それぞれの教育プログラムの改善に活かすことは、結果的に教育の質の改善や効果の向上に寄与する。また、高校生徒と教員に、大学の教育に触れる機会を提供することは、大学での学習の実態を知り、進路選択の力を涵養するためにも極めて重要であり、各大学の一層の努力が求められる。

大学での教育を受け始める前提としての基礎知識、社会人としての一般教養、そして大学で学ぶ目的意識を欠く学生が生まれている。大学において基礎知識の補充を目的に特別の補習制度を導入する例もあるが、むしろ、大学入学試験対策のために偏った知識の獲得に流れがちな、現状の高等学校教育の質の保障について抜本的な検討が必要である。これには、まず高等学校の自主的な取り組みが必要であり、大学側も偏った勉学を誘導するような入試科目の設定を見直すなど、支援していく必要がある。各大学は、求める学生像を含めてアドミッションポリシーを明示し、その大学が授ける教育に相応しい応募者を選抜すること、応募者の成績に加えて、クラブ活動、福祉活動、科学研究活動、文化活動、独自で行う勉強など、多様な活動を評価する方法を検討する必要がある。

試験当日に学力を出し切ることを求める様々な試験制度や、それらに対応する若者を育てることに傾いてきた教育の結果、若者の知識の獲得の方法に歪みを生んでいる。大学においても、期末試験を通過して単位を取得することだけに関心を寄せる学生が増加しており、時間をかけて知識を十分に身につける学習態度が不足し、結果として大学教育の質の劣化を招いている。その結果、若者たちに、物事にじっくり取り組む態度が不足し、長い努力の継続により成果を生み出すことよりも、早く形のある結果を求める傾向も生じている。大学においては、自主的な課題設定による勉学や研究、社会との連携による教育実習などを奨励し、こうした問題を打破することが求められる。

近年、大学教育の質の担保の観点から問題となっている、学生の就職活動や企業の採用活動に対して、抜本的な改善を施すことが急務である。時期を選ばず、在学生へ採用情報を提供し、説明会などへの参加を呼びかける企業は少なくない。また、在学中早期から、かつ長期に亘り就職活動に多くの時間を割く、あるいはそうせざるを得ないと考える学生も少なくない。こうした状況は、社会の期待に応えて、学部、大学院の教育課程を与えられた年限の中で最適に設計し、目標とする人材育成を達成しようとする大学の努力と相容れない。しかし、学生にとって、自らの人生設計を進めて、社会貢献への道筋を探るために、社会へ踏み出し、職業現場を見聞、体験することは重要である。したがって、適切な時期と期間を選んで、教育課程の中に位置づけられた形で、社会や実業の現場を学ぶことができる方法を開拓すべきである。産学が、就職協定の遵守のみならず、より広い観点から就職活動や採用活動の制度的改善を再検討すべきである。

## (5) 大学の国際化と人材の流動化

アメリカは長期にわたり全世界の有能な人材を自国に集め、科学の先端を切り拓くことに成功してきた。ヨーロッパは、ボローニャプロセス[17]の導入により、全域を通じた統一的な高等教育システムの構築、流動性の促進、質の向上、そして、ヨーロッパの魅力とステータスの復権を目指して急速に動いている。他方、アジアにおいては、中国、インド、韓国の研究・教育の国策による推進は顕著な成果を挙げ、日本がアジアのリーダーとして存在することが自明ではない時代を迎えている。大学国際化の問題はすでに多くの場所で取り上げられ、様々な提言や試みが報告されているが、未だ不十分な状態にある[18]。

教育サービスの競争が激化する世界の中にあつて、日本の高等教育が国際的に高く評価され、多くの人材を惹きつける魅力を形成し、またアジアとの連携を深めて、アメリカ、ヨーロッパとならぶ第三極を形成するため、我が国の長期的なビジョンを構築することが求められる。これは、単に高等教育制度の視点からの要請のみならず、ソフトパワーを強化して我が国の国益と国際貢献に寄与するためでもある。例えば、留学生の受入れは、少子化が進む我が国への人材供給の必要性からだけでなく、発展途上国の人材育成、均衡ある国際開発の観点からも位置づけられねばならない。科学者コミュニティは、このような大学の国際化の意義について、広く社会との合意形成を図る作業のイニシアティブを積極的にとるべきである。

上記の観点に加えて、あらゆる分野においてグローバル化が進行する現在、世界とアジアの中の大学としての視点に基づくグランドデザインが必要である。高等教育を受ける学生数は先進諸国において急速に増加し、特に、社会人、留学生、女性に増加が大きい。多様性は力である。多様なキャリア、多様な価値観を有する人材が、国内外から集まる環境を大学に形成することが強く望まれる。また、技術の発展と普及に伴って一層重要となる人文社会科学の分野でも、国際性を備えた新しい教育研究を展開する必要性に迫られている。キャンパスに多様な人々を抱える国際的な大学に相応しい施設や制度を整備していく必要がある。また国際化の双方向性から、留学生の受け入れを増加させると同時に、人々を送り出す大学の機能も増強するべきである。

我が国では、学歴が個々人の人生の中で万能に働くと考える国民も少なくない。しかし、国際的には、大学は幅広い教養と高度な専門学術を習得する場であり、その学習達成と社会における実践が問われる。世界は、多くの人材が、単なる大学の知名度よりも、より優れた教育を提供する大学を求めて移動する時代に向かっている。我が国が、教育力で競える大学を構築するためには、採用や昇任などの人事制度をはじめとして、社会の中の様々な制度的改革も同時に進めていく必要がある。

質の高さが求められることは、外国人が混在する教育現場も例外ではない。この目標は、各大学の教育システム、教職員の資質、学生の資質などの質の向上によって初めて実現する。さらに、研究大学院においては、教育と研究の関係を丁寧に構築することも必要である。教育制度の未整備な地域からの留学生には、補助的な教育プログラムの提供も求められるので、新たな施策も必要である。教育現場の課題として、言語の障壁を

克服して教育効果を挙げることは依然として重要である。英語で授業を行う結果、日本人学生の場合、学習内容の理解を妨げてしまうことが指摘されている。他方、留学生の場合、日本に対する理解や日本での就業のためには日本語教育も充実する必要がある。両者を考慮した教育体制を構築しなくてはならない。

先進国と途上国の両方から広く人材を集め、日本の伝統的な文化、思潮を基盤とする独自の国際高等教育の場を形成していかなければならない。これによってこそ、世界の多くの人々との相互理解を育み、調和的な発展を可能とすることができる。現状では、海外からの留学生は、総数約12万人、その内、学部5.9万人、大学院3.2万人である（日本学生支援機構調べ、平成19年5月現在）であり、国の方針の下、これをさらに増加させるべきである。出身地域ではアジアが約6割を占めているが、その他の地域からの留学生を増やし、より均衡の取れたバランスを目指すべきと言える。より多くの留学生受入れのためには、来日前から帰国後にわたって、教育研究環境から生活レベルまで、系統的なサポート体制の充実が必要である。

海外から卓抜した研究者を受け入れることも重要である。近年、海外からの研究者招へいは短期受入れが多く、長期受入れは停滞している（平成17年度文科省調べで、短期21,700人、長期13,200人）。共同研究の進展、組織の活性化、そして若い学生や研究者への刺激では、長期滞在の場合に遙かに大きな効果を期待できる。長期の滞在を奨励するためには、留学生同様、高い研究レベルを支える諸施設と支援人員、日々の生活におけるサポート体制について、個々の大学および国としての制度の充実が必須である。

日本の若者が、世界的な観点から我が国の位置づけや役割を理解し、また国際的な場で貢献するためには、海外で高等教育を受ける、あるいは海外で研究に参加する経験が大きな助けとなる。今後、日本人の留学生・在外研究者数を飛躍的に増やし、多様な学歴・研究歴を有する人材を育てる必要がある。例えば、近年の米国への留学生の数は、我が国の場合減少したのに対し、中国、インド、韓国では著しく増加している。また、若手研究者の短期海外派遣は増加しているが、長期派遣は減少の一途にあり、由々しき事態である。法人化後の大学において長期に海外に滞在することが教育負担などの面から困難であること、長期滞在が帰国後の研究・将来性などに不利益を招きうることなど、複数の理由が挙げられるが、原因を解明し、それらを克服する方策を検討することは、将来を担う若手人材育成の観点から重要である。今後、大学院在学中に海外の大学院に長期に滞在する仕組み、日本の人材が海外において学位を取得することを奨励する仕組み（現在の学振DCと同様な、海外の大学院で学位取得を目指す日本人留学生向けの政府スカラーシップ制度）、学位取得後に日本の研究教育機関にポストを得る上で不利にならない仕組みを作ることも必要である。

国際交流を支える組織的整備も求められる。大学は、海外拠点の整備や大学間協定、単位互換制度などを通じ、研究者、大学院生、学生の交流を円滑にするよう、一層の制度整備を進めるべきである。海外からの留学生受入れのため、来日前からの日本語教育、生活に関する情報提供、奨学金制度、在日中の生活支援、および帰国後のキャリア開発支援などの一層の充実のために、大学の支援体制の整備が望まれる。また、宿舎のみな

らず、地方自治体などとの連携による生活全般の支援への配慮が重要である。海外からの研究者受入れにも優れた支援体制が必要である。これらを実現するため、支援職員・サポート体制のためのスタッフ・デベロップメントや人材育成を進めるべきである。外国語能力に加え、国内外の大学の諸制度、海外の文化や世界情勢に通じ、適切な支援を行うことのできる専門性を持った人材は、国際交流を円滑に進める上で欠かせない要素であり、時間をかけて養成しなくてはならない。

現在の大学教員の自大学出身者、大学院学生の自大学学部出身者の比率の高さは、諸外国と比べて極めて高い。法人化後の大学間格差の増大は、人材の流動性をますます低くしている。教員、学生の流動性を高めるためには、大学ブランドだけに頼らない社会の思潮を作り、人事や採用における学歴偏重をなくしていくことが長期的目標となる。海外留学者数を飛躍的に増やし、彼らを日本の社会に戻す、そして海外からの留学生の日本での就業率を高めることなどは、そうした目標の達成の助けとなる。まずは、現状の大学間の教育研究基盤の格差縮小のための底上げ、あるいは給与制度、退職金制度などの改善によって、人材の流動性を高め、さらに社会の意識改革や制度刷新を図る必要がある。

## (6) 大学制度、特に国立大学法人制度

我が国の国公立大学の経営基盤は、欧米の大学に比べて極めて脆弱で、自主自立的な経営を達成するためには誠に不十分と言わざるを得ない。社会の高等教育に対する要請が高まるとともに、教育経費は増加し、特に私立大学の大半においては必要最小限の人的、設備的基盤にさえも投資が追いついていない。文明文化の源泉として社会経済の原動力の知と人材を生み出す国家的使命を担う大学機能の重要性を考えると、経営を成立させる資金の獲得を第一に考えねばならない環境から、大学が長期的に教育と研究の質の改善にじっくりと取り組める環境へ、国家施策の大きな転換が必要である。すなわち、国民の理解の下に、教育への公財政投資を飛躍的に増やす必要がある。なお、日本の大学には豊富な自己資金を有するものはなく、多額の寄付金を集めて、独自の特色ある大学運営を進める欧米の大学とは大きな差異がある。大学法人への寄付に関わる税制の改正によって、市民や企業の寄付への動機を醸成する必要もある。

多様な個性や機能の大学への転換を目指すとき、法人化された各国立大学を野放図に競争的な環境下におく現状の延長線上で、最適な国立大学群が生み出される展望は描けない。また、法人化後の国立大学においては、大規模大学が資金獲得において圧倒的に有利となり、大学間格差を生むとともに、中小規模大学の教育現場では人員不足、設備老朽化など深刻な問題が顕在化している。加えて、運営費交付金が削減される一方、競争的資金が主となる条件下で、今後も格差拡大の傾向は一層強まり、国立大学全体の力が弱体化する方向にある。

法人化第二期以降の定常期に向けて、国立大学全体の最適設計を目指した検討を始めなければならない。また、運営費交付金の一律削減と競争的資金の重視は、教員・その他の職員の確保、施設・設備の整備を困難にし、教育・研究の質の確保を危うくしている。特に、職員/教員の比率は欧米に比して極めて小さく、法人化後、教員の事務職員化が進行したことも大きな懸念である。特に、運営費交付金における人件費年率1%削減条項（教員に限定）は、大学によっては致命的な結果を招きかねないので、これを撤廃することを含め、大学予算の基本的な考え方を見直す必要がある。また、大学法人の中期目標の設定においても、その認可を経て6年間の予算保証をすることによって、大学の自主的な経営の幅が広がる制度とすべきである。

現在、大学予算の相当の割合は、府省庁の競争的資金制度により配分されている。国の重点政策に基づくトップダウン的な大型研究プロジェクトを推進することができる、あるいは国民のニーズに応えることができるという面で優れた制度と言える。しかし、一方で基盤的な運営費交付金が継続的に、かつ一律に削減される状況においては、競争的資金を獲得することが、大学の基本的な教育機能を持続する上でも必須の条件となっている。獲得状況に変動の多い予算に、教育現場や、長期的な基礎研究が常に左右される状況を生み出している。また、研究費獲得は、個々の教員レベルでも最優先事項となり、科学研究費などのボトムアップ型の研究費申請も含めて多大な時間と労力を費やしているが、科学研究費の約20%を始めとして、それらの採択率は全般的に低い。つまり、大学教員も審査に関わる人員（その多くが大学教員である）の多大な努力と時間が浪費



されていることになっている。基盤的予算と競争的予算の割合、配分方法などについて、抜本的な見直しが必要である。

大学が法人化され、さらに人材の流動化が謳われる中、大学間、あるいは独立法人との人材交流や教育・研究の連携の促進が望まれる。人材交流においては雇用や給与・退職金制度の連続性、教育・研究連携においては教員や学生の相互乗入れについて、その円滑な運用を可能とする諸制度の整備が早急に必要である。

国公立大学が、その教育、研究、社会貢献などの活動をするために、国の財政的支援を受けていることからすれば、社会に対してその成果を示して評価を受けることは当然と言える。しかし、評価と公的な資金配分が直結する制度は、様々な歪みを生んでおり、それらの関係に見直しの必要がある。また、評価自体が大学の活動に対して過剰な負担となって大学の活動に支障を来すことになっている現状は、国家の知的資産の浪費といっても過言ではない。現在、評価はエビデンス中心になっており、頻繁な評価に際して毎度詳細な資料要求などを受け、大学人の教育、研究時間が著しく減少している。政府、大学評価機関、そして大学が長期的な展望をもって相応しい評価システムの開発に取り組む必要がある。

我が国の人材育成問題、特に大学制度は国民の大きな関心事であり、産官学をはじめ多くの組織で議論の対象として取り上げられている。その際、基礎となる事実認識として参照される各種データは多様で、また様々な場所や機関に散在している。それらは、データ取得条件、述語の定義、データの分類や解析などにおいて千差万別で、また、個別例外的な事例が強調されることも多い。したがって、人材育成の国家的な方針や施策を練る際の共通基盤として、そして大学や大学院の教育効果を長期的に追跡し改善に活かすために、例えば、学生や若手人材の動態を継続的に記録する人材動向統計データベースが構築されることが望まれる。このような継続的データベースは、次代を担う若手人材に提供する卒業・修了後の就業に関する情報としても極めて有用である。こうした施策を、行政、関係機関の連携によって進める必要がある。

#### 4 人を育む、知の連山としての大学の実現に向けて

本分科会では、環境やエネルギー・資源の制約下にある 21 世紀の地球社会の中で、我が国に相応しい大学像を人材育成の観点から浮き彫りにし、描かれた大学像を実現するための諸施策について幅広く検討した。すなわち、国と社会が支える高等教育、大学群の特色と機能を活かす施策、高等教育の質の担保、大学の国際化と人材の流動化、大学制度などについて検討した。その結果、大学の大衆化と卓越性を両立し、国際社会での十分な役割を果たすために、大学自身の一層の自己努力とともに、国民の理解の下に高等教育を支える公財政投資の拡充が必要であることを明らかにし、後述の提言を示すに至った。以下に具体的な検討の結果を述べる。

知を駆動力とし、人類社会へ貢献する豊かな知識基盤社会を構築するためには、**大学の門戸を拡げ、人材育成の質を一層向上させることが不可欠**であり、それは日本の国家的な命題と位置づけられる。この重要な課題を達成するために我が国が目指すべき大学像を第 2 章で記述したが、以下に再掲する。

- 1) 様々な能力に秀でた多様な人材を生み出す、輝く個性と優れた機能を有する、知の連山としての国公立の大学。
- 2) 国際レベルの質の高い高等教育の機会を提供し、高度の専門的知識と市民的教養の教育の達成を保障する大学。
- 3) 国民のひとりひとりが、より成熟した世界観、価値観を獲得できるよう、人生を主体的に設計する過程で、求める高等教育を求める時期に享受する機会が得られるような、柔軟な制度を有する開かれた大学。
- 4) 性別、年齢、社会経験などに関わりなく、内外から多様で多彩な人材を受け入れるとともに、我が国の人材を世界に送り出し、国境を越えて優れた人材の交流の架け橋となる大学。
- 5) きめ細かい公的支援に支えられて、多様な教育研究理念を持ちながら切磋琢磨し、継続的な改革を自律的に進める大学。

このような大学群の形成によって、国民の知的レベルの格段の向上を通じて、誰もがよりよく生きることを希求できるような、モビリティの高い活力ある社会を築くことが可能となる。そしてそれは、我が国が人材立国を果たし、21 世紀の知識基盤社会、多文化社会、生涯学習社会へ向かう道程でもある。

上記の大学群を我が国に実現するために、以下を提言し、政府、大学、関係各方面の理解と積極的な施策を要請したい。

- 1) 我が国が、知を創出し、世界に貢献することが唯一の道であること、そして知の創出を担う人材は決定的な意味を持ち、なかでも高等教育は枢要の位置を占めていることを、国民の共通の認識とする必要がある。国民の高等教育の修学奨励、大学の教育研究基盤

整備と経営基盤の強化によって、豊かな生涯学習社会、揺るぎない人材立国を実現すべきである。その際、国立大学のみならず、公立・私立大学に対する十分な施策も視野に入れなければならない。これらの目標の達成には公財政投資の増額が必要であることは明らかで、政府は、当面、OECD諸国と同等の、教育費全体で対GDP比3.4%から約5%へ、高等教育費で対GDP費0.5%から約1%への増額を目標とすべきである。少子高齢化の中で社会負担が増える中、教育への投資を増やすことに国民的合意が得られるよう、政府をはじめ、産官学の関係機関のあらゆる努力が今こそ必要である。

- 2) 大学は、特色と強みを生かし、教育の質を保証する、個性輝く、連山のような大学群を形成すべく、それぞれ主体的に取り組むべきであり、政府は大学制度の整備などを通じて総合的な支援を施すべきである。すなわち、国民の多様な複線的キャリアパスの設計を可能とするために、入学年齢、入学時期、就学年数などにおいて飛躍的に柔軟な大学制度を設計、導入する。現状約5割の18才時の大学進学率を増加させるとともに、高等教育修了者が国民の大半、例えば40歳において同世代の8割以上に達するような社会を実現する。このためには、大学卒業者、大学院修了者の女性の割合を増加させる、あるいは社会人を受け入れて新たなキャリアに挑戦する夢や自信を涵養することが重要である。社会経験を持つ人材がキャンパスに回帰することは、若者の学習動機や社会への関心を涵養する上でも高い効果が期待できる。
- 3) 大学は、学部・大学院の教育プログラムを、学生本位の、学習成果を重視する改革に改めて取り組む必要がある。また、学部・学科、研究科・専攻などを越えて、幅広い学びを提供することも重要である。特に大学院においては、多くの教職員や学生、留学生と接する機会を拡充し、幅広いものの考え方や国際的な感覚を育むべきである。各教育プログラムにおいては、育成すべき人材像を描き（ビジョン）、学生が獲得すべき能力を明示し（目標）、目標を達成する具体的な教育の手段と方法を構築し（カリキュラム）、そして学習目標の達成の十分なチェックを繰り返す（質の確保）ことによって、教育目標の達成を保証する必要がある。
- 4) 大学は、学士課程教育において、幅広い教養教育と専門学術分野の基礎教育の達成を通じて、知識基盤社会で自立した社会人として自らの知識を活かして社会に貢献するための基本的な力や職業意識を養うべきである。大学院修士課程では、多くの産業分野や社会サービスにおいて指導的な役割を果たすことができるよう、多様な領域の専門教育を完成させて職業的実践力の向上を図るとともに、社会人などへの学習機会の拡大を進める必要がある。大学院博士課程では、社会の様々なフロンティア分野で指導的役割を果たすことができるように、研究活動を通じて専門職としての高度な知識とスキル、そして広い俯瞰的な視野を獲得できるようにすべきである。
- 5) 各大学では、大学院修士課程、博士課程の位置づけと目的の見直しが進められているが、それらをさらに推進する必要がある。我が国の大学院制度では、研究大学院(Graduate School)と職業大学院(Professional School)の位置づけが曖昧になっている。大学院への進学率が増加しているが、人材の多くが修士課程修了後に社会に出る現状がある中、修士課程を博士前期課程と位置づけて研究主体のプログラムに傾いていることが、大学

院教育に対する社会の期待との溝を生んでいる。職業分野を意識して、修士課程を独立した専門教育プログラムに組み直す必要がある。一方、博士課程は、現状の前後期を一貫した研究大学院と位置づけ、幅広い教養とともに深い専門性を有する人材の育成を目指すべきである。彼らの多くは、後身の指導や教育にあたることも多いので、指導者・教育者として必要な力も涵養すべきである。

- 6) 大学院博士課程で学ぶ者を高度な研究職業人と位置づけ、経済的な自立を可能とし、彼らに伸び伸びと活躍させることを社会全体の合意とし、政府の施策としての支援制度として実施すべきである。現状のままでは、博士課程進学者は減少の一途で、国の将来にとって大きな禍根を残すことになる。また、大学などにおける若手教員採用の促進、博士号取得者の社会での処遇改善、さらに研究教育支援人材の処遇改善を図る必要がある。なお、博士課程定員については、修士課程との定員移動も含めて、制度の柔軟な運用が必要である。入学者数の年度毎の変動に対し、固定定員の充足あるいは過員の削減を強いることは弊害が大きい。教員数や施設規模の再配分は、博士課程定員充足の条件とは切り離し、長期的構想の下で実施できるようにすべきである。
- 7) 我が国を発展させるためには、高度な専門知を有する厚い人材層が必要とされるので、各国に比べて少ない大学院修了者を増加させ、彼らを積極的に登用し、国内外の多様な分野で活躍できるよう環境を整えるべく、社会全体で取り組む必要がある。すなわち、産業や社会サービスにおいて彼らが専門知を活かして活躍するように、社会制度や人事制度の改革が必要である。例えば、公務員や教員などの公的な職業の採用において、十分な配慮をすべきである。国家公務員採用において、文理などの学術分野の偏りを解消しつつ、大学院修了者を総じて50%程度へ増加させるべきである。初等中等教育教員採用では、2020年までに新規採用者の半数以上を修士号取得者にするとともに、3割以上の現職教員に大学院再教育の機会を提供する。また、専門職大学院の整備を進め、資格や職位との連続性を確立する必要がある。
- 8) 政府は、大学生および大学院生のみならず、国民の誰もが高等教育の機会を享受できるように、就業経験者も対象に含めた給付型奨学金、修学ローン制度、修学を可能とする就業制度などを拡充すべきである。修学支援財源の確保のためには、教育目的税、奨学団体や大学・研究機関への寄付に対する税額控除などの税制改革の検討も必要である。
- 9) 第2期中期計画に入る国立大学法人制度については、大学の自立と自律の達成、個性と機能による役割分担を実現し、生き活きとした大学群を形成するために、継続的なモニタリングと慎重な評価が必要であり、適切な制度変更を躊躇してはならない。国立大学の法人化に伴う運営費交付金の一律削減、競争的資金重視は、競争的環境の醸成によって、短期的には研究活性化には寄与しているように見える。しかし、現状のまま大学間競争を継続するだけでは、大学間格差を増長し、また過度の事務負担と評価で教員を疲弊させることになりかねないので、競争的資金と運営費交付金を見直す必要がある。特に、教員数減少に直結し、研究、教育の質の低下をもたらす運営費交付金における人件費年率1%削減条項は撤廃すべきである。また、大学法人の中期目標の設定においても、その認可を経て6年間の予算保証をすることによって、大学の自主的な経営の幅が広

がる制度とすべきである。

- 10) 個性輝く大学の育成には、多角的な大学評価指標の導入や、簡素でも核心を評価する制度の設計を進めるべきである。法人化後の、評価と公的な資金配分が直結する制度は、様々な歪みを生んでおり、基盤的・競争的資金の割合とともに、見直しの要がある。また、評価自体が大学の活動に対して過剰な負担となって大学の活動に支障を来すことになっている現状は国家の知的資源の浪費といっても過言ではない。頻繁な評価に際して毎回詳細な資料要求などを受け、大学人の教育、研究時間が著しく減少し、教員の事務職員化が進行している。政府、大学評価機関、そして大学が長期的な展望をもって相応しい評価システムの開発に取り組む必要がある。
- 11) 各大学で取り組む特色ある研究にも、公的な資金援助を拡充すべきであり、特に基礎・基盤研究が息長く継続できる研究資金の確保が必要である。また、競争的資金や科学研究費の採択率を上げて大学や教員のインセンティブを与えて、研究の活性化と研究者の育成を図るとともに、同時に申請や審査に伴う時間と努力の浪費を避けるべきである。国の研究開発予算において、基礎基盤研究と応用開発研究の比率を継続的に見直していく必要もある。
- 12) 高等学校から大学への教育の接続性の課題が顕在化している。大学入学試験対策のために偏った知識の獲得に流れがちな現状の高等学校教育の質の保証について抜本的な対応が必要である。これには、まず高等学校の自主的な取り組みが必要であり、大学側も偏った勉学を誘導するような入試科目の設定を見直すなど、これを支援していく必要がある。各大学は、求める学生像を含めアドミッションポリシーを明示し、その大学が授ける教育に最適な応募者を選抜すること、応募者の成績に加えて、クラブ活動、福祉・ボランティア活動、科学研究活動、文化活動、独自で行う勉強など、多様な活動を評価する選抜方法を検討する必要がある。
- 13) 様々な試験・選抜制度への対応を余儀なくされてきた結果、若者たちの知識の獲得の方法に歪みを生み、結果として大学教育の目標達成の障害となっている。その結果、彼らに、物事にじっくり取り組む態度が不足し、長い努力の継続によって成果を生み出すことよりも、早く形のある結果を求める傾向も生じている。大学においては、自主的な課題設定による勉学や研究、社会との連携による教育実習などを奨励し、こうした問題を打破することに取り組むことも極めて重要である。
- 14) 大学での専攻分野や学業成果を評価せず、学歴・学校歴を偏重しがちな思潮は、日本の社会の大きな問題であり、産官学は協力してその是正を図る必要がある。それには、大学・大学院の教育課程に弊害の多い、早期かつ長期の就職活動や採用活動を招く制度の改善、社会の様々な人事制度の刷新、大学の入学選抜や卒業・修了要件の見直しなどが必要である。また、高等教育を経て高度な専門的能力を獲得した大学・大学院修了者に対する処遇を、改善すべきである。我が国では、大学・大学院での専門教育の成果や研究経験を、その経過年数だけで評価する人事制度が社会に浸透している。先進諸外国と同様な、学位取得者に対する妥当な社会的認知と処遇が強く望まれる。
- 15) 各大学は、主体的に外国人の受入れ体制を整え、政府は長期的ビジョンを持ってそれ

らを支援する施策を施すべきである。留学生30万人の受入れ政策においては、各大学の基盤の整備が前提であり、外国人人材の卒業後のキャリアについても十分な設計が必要である。優れた研究者の招へいには、世界レベルの研究環境が必要である。一方、日本人を海外へ送り出すことにも力を注ぐべきである。日本人海外留学者を、受入れ留学生と同等な数へ増加させる必要がある。そのために、就業経験者も含む日本人を対象とした海外フェローシップ制度、留学資金ローンを拡充する。さらに、帰国人材の積極的な受入れ制度の導入を検討する必要がある。

- 16) 人材の流動性を高めることが極めて重要であり、産官学は社会の理解を得ながら、具体的な制度改革に取り組むべきである。国や社会の形が変化する時代において、システムの硬直化を避け、社会の活力、産業の競争力、優れた社会サービスなどを保つためには、人々が組織や分野を越えて動き、持てる力を有効に発揮し、あるいは新しい力を獲得することが可能でなければならない。大学や研究所の間での学生、研究者、教員の移動・交流は、特に科学・技術の発展にとって必須の要素である。雇用制度を含め、流動性を阻む諸制度の見直しを進めるべきである。
- 17) 人材育成の国家的な方針や施策を練る際の共通基盤として、そして大学や大学院の教育効果を長期的に追跡し改善に活かすために、学生や若手人材の動態を継続的に記録する人材動向統計データベースの構築整備を、行政と関係機関の連携によって進める必要がある。このような継続的データベースは、次代を担う若手人材に提供する卒業・修了後の就業に関する情報としても極めて有用である。

## <参考文献>

- [1] 総合科学技術会議、諮問第5号「科学技術に関する基本政策について」に対する答申（第3期科学技術基本計画）、平成17年12月。
- [2] 日本学術会議、「日本の計画 Japan Perspective」、平成14年9月。  
(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1852.pdf>)
- [3] 日本学術会議声明、「日本の科学技術政策の要諦」、平成17年4月。  
(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-s1024.pdf>)
- [4] 大学審議会答申、「21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－」、平成10年10月。
- [5] 中央教育審議会、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」、平成17年9月。
- [6] 日本学術会議提言、「新しい理工系大学院博士後期課程の構築に向けて－科学・技術を担うべき若い世代のために－」、平成20年8月。
- [7] 国立大学協会、「国立大学の目指すべき方向－自立行動の指針－」、平成20年3月。
- [8] 日本経済団体連合会、「大学院博士課程の現状と課題（中間報告）－一次世代を担う博士の育成と活用に向けて－」、産業技術委員会産官学連携推進部会、平成19年1月。
- [9] 潮木守一、「世界の大学危機 新しい大学像を求めて」、中公新書、1764、平成16年。
- [10] 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」平成20年12月。  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm))
- [11] 天野郁夫、国立大学・法人化の行方－自立と格差のはざままで、東信堂、平成20年8月。
- [12] 文部科学省、「教育指標の国際比較（平成21年版）」、平成21年1月。  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/001/1223117.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/1223117.htm))  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/002/08092602.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/08092602.htm))
- [13] 中央教育審議会大学分科会、「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告－大学教育の構造転換に向けて－（答申）」、平成21年6月。
- [14] 天野郁夫、「大学の誕生（上）帝国大学の時代」、中公新書 平成21年5月。
- [15] 天野郁夫、「大学の誕生（下）大学への挑戦」、中公新書 平成21年6月。
- [16] 閣議決定、教育振興基本計画、平成20年7月1日。  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/keikaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm))
- [17] Bologna Process、([http://www.aic.lv/ace/ace\\_disk/Bologna/index.htm](http://www.aic.lv/ace/ace_disk/Bologna/index.htm))
- [18] 日本学術振興会、「大学国際戦略本部強化事業（研究環境国際化の手法開発）－大学の優れた国際展開モデルについて（中間報告書）」、2007年4月。

## <参考資料> 大学と人材分科会審議経過

### 平成 20 年

- 6月26日 日本学術会議幹事会（第58回）  
○日本の展望委員会 大学と人材分科会設置承認
- 7月24日 日本学術会議幹事会（第60回）  
○分科会委員決定
- 9月25日 大学と人材分科会（第1回）  
○委員長など選出、今後の進め方について
- 12月5日 大学と人材分科会（第2回）  
○課題設定と優先度、アンケート実施について審議

### 平成 21 年

- 2月9日 大学と人材分科会（第3回）  
○話題提供、優先課題について検討
- 3月12日 大学と人材分科会（第4回）  
○話題提供、提言素案について検討
- 4月6日 総会  
○検討状況を報告
- 5月28日 大学と人材分科会（第5回）  
○提言素案について整理、残された論点について審議
- 7月28日 大学と人材分科会（第6回）  
○提言案について審議
- 10月5日 総会  
○検討状況を報告
- 11月20日 大学と人材分科会（第7回）  
○提言最終案の確認

### 平成 22 年

- 2月12日 日本の展望委員会による査読を受けて、同委員会へ最終提言を提出
- 2月26日 日本の展望委員会（第10回）  
○大学と人材分科会提言「人を育む、知の連山としての大学へ向けて」を承認